

令和5年第4回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和5年4月28日（水）午後2時00分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 令和5年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 令和5年第2回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について

日程第3 会議録署名委員の指名について

日程第4 承認第3号 瑞穂市給食センター運営委員の委嘱についての専決処分
について

日程第5 承認第4号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について

日程第6 議案第15号 瑞穂市学校運営協議会委員の委嘱について

日程第7 議案第16号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について

日程第8 議案第17号 瑞穂市指定有形文化財の現状変更について

日程第9 意見聴取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例について

日程第10 教育長の報告

日程第11 その他 事務局長
教育総務課長
給食センター課長
学校教育課長
幼児教育課長
生涯学習課長

閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

服 部 照

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

大 平 高 司

伊 藤 清 美

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

事務局長 佐 藤 雅 人

教育総務課長 井 上 克 彦

給食センター課長 松 野 光 広

学校教育課長 郷 通 芳

学校教育課主幹 松 野 英 泰

幼児教育課長 今 木 浩 靖

幼児教育課主幹 野 口 智 子

生涯学習課長 松 島 孝 明

生涯学習課総括主幹 伊 藤 貴 範

生涯学習課主幹 佐 藤 文 行

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課主幹 野 津 浩 行

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

- 教育長 ただいまから令和 5 年第 4 回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。
次第に沿って進めます。
-

日程第 1 令和 5 年第 3 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

- 教育長 日程第 1 令和 5 年第 3 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認についてです。

事務局より過日郵送にてお配りしておりますので、委員の皆様には事前にご確認頂いていると思いますが異議等はありませんでしょうか。

異議がないようなので、令和 5 年第 3 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認については、承認することと致します。

日程第 2 令和 5 年第 2 回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について

- 教育長 日程第 2 令和 5 年第 2 回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認についてです。

こちら事務局より過日郵送にてお配りしておりますので、委員の皆様には事前にご確認頂いていると思いますが異議等はありませんでしょうか。

異議がないようなので、令和 5 年第 2 回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認については、承認することと致します。

日程第 3 会議録署名委員の指名について

- 教育長 日程第 3 本日の会議録署名委員の指名についてです。
今回は、伊藤委員よろしくお願い致します。
-

日程第 4 承認第 3 号 瑞穂市給食センター運営委員の委嘱についての専決処分について

- 教育長 日程第 4 承認第 3 号 瑞穂市給食センター運営委員の委嘱についての専決処分について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

- 給食センター課長** 日程第4 承認第3号 瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求める。提案理由、瑞穂市給食センター条例（平成19年瑞穂市条例第14号）第8条の規定により、別紙名簿の者を瑞穂市給食センター運営委員に委嘱するもの。規定により、16名以内と定められており今年度は名簿の15名の方に委嘱するものです。任期は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間です。
- 教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。
- 加木屋委員** 開催回数と具体的な活動内容を教えてください。
- 給食センター課長** 去年は7月と3月に開催し、予算・決算、食物アレルギー対応、給食費、地産地消について話し合いを行いました。
- 教育長** その他、ご質問等はございませんでしょうか。
- ないようなので、日程第4 承認第3号 瑞穂市給食センター運営委員の委嘱についての専決処分について、承認とします。
-

日程第5 承認第4号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について

- 教育長** 日程第5 承認第4号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について、を議題と致します。
- 事務局より説明を求めます。
- 生涯学習課長** 日程第5 承認第4号 瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求める。提案理由、瑞穂市社会教育推進員設置規則（令和2年瑞穂市教育委員規則第3号）第4条の規定により、別紙名簿の者を補欠の推進員に委嘱するもの。
- 教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。
- 森下委員** 今回委嘱される方の任期を教えてください。
- 生涯学習課長** 任期は、2年間ですが、今回委嘱する方は残任期間となりますので1年間です。
- 伊藤委員** 報酬は支払われますか。

○生涯学習課長 支払われます。

○教育長 その他、ご質問等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第5 承認第4号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について、承認とします。

日程第6 議案第15号 瑞穂市学校運営協議会委員の委嘱について

○教育長 日程第6 議案第15号 瑞穂市学校運営協議会委員の委嘱について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第6 議案第15号 瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。提案理由、瑞穂市学校運営協議会規則（平成30年教育委員会規則第9号）第5条第2項の規定により、別紙の者を瑞穂市学校運営協議会委員に委嘱するもの。巢南中学校区運営協議会が5月の連休明けに会議を開催する予定があるため、巢南中学校区のみ委嘱をするもので、他の校区につきましては次回以降の教育委員会において議決を求める予定です。任期につきましては、承認いただいた日より年度末までとなっています。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

○加木屋委員 巢南中学校区が早くから活動するメリットを、他校区にも伝えていただきたいと思います。

○学校教育課長 巢南中学校区の活動をモデルとして、他校区へ伝えていきたいと思っています。

○大平委員 巢南中学校区として、重点的に活動していきたいというものがあれば教えてください。

○学校教育課長 巢南中学校区では、子供たちを地域行事等に参画させて、地域の中で子供を育てることが充実しています。地域の祭りの運営にも携わり、活躍の場を提供していただいていますので、地域との連携がより図れるよう早めの活動をしていただければと思います。

○教育長 ではこのメンバーの委嘱ということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

日程第6 議案第15号 瑞穂市学校運営協議会委員の委嘱については、原案のとおり可決とします。

日程第7 議案第16号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について

○教育長 日程第7 議案第16号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第7 議案第16号 瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。提案理由、瑞穂市社会教育委員条例（平成15年瑞穂市条例第59号）第2条の規定により、別紙の者を瑞穂市社会教育委員に委嘱するもの。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等はありませんでしょうか。

ないようなので、日程第7 議案第16号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について、原案のとおり可決とします。

日程第8 議案第17号 瑞穂市指定有形文化財の現状変更について

○教育長 日程第8 議案第17号 瑞穂市指定有形文化財の現状変更について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第8 議案第17号 瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第14号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。提案理由、瑞穂市文化財保護条例（平成15年瑞穂市条例第66号）第7条第1項の規定により、瑞穂市指定有形文化財である小簾紅園の現状変更の許可をするもの。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等はありませんでしょうか。

○伊藤委員 150回忌、100周年に向けて改修などの具体的な計画はありますか。

○生涯学習課長 今のところありません。

○伊藤委員 今後補助事業等も活用しながら、この機会に整備が進んでいくとよ

いと思います。

○**教育長** その他、ご質問等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第8 議案第17号 瑞穂市指定有形文化財の現状変更について、原案のとおり可決とします。

日程第9 意見聴取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○**教育長** 日程第9 意見聴取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第9 意見聴取 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。提案理由、令和5年第2回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

子ども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令による児童福祉施設の設置及び運営に関する基準の一部改正に伴い市関係条例を改正するものです。子ども家庭庁が発足し、厚生労働省で所管していた事務が移管されました。所管大臣が厚生労働大臣から内閣総理大臣へ変わるというものです。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第9 意見聴取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、承認することとします。

日程第10 教育長の報告

○**教育長** 日程第10 教育長の報告です。

1点目は瑞穂市史です。合併後のことがいろいろなジャンルで載っております。その中の1つに、瑞穂総合クラブのことが書かれており、スタートは穂積町教

育委員会が学校の週5日制を見据えて、小中学校を対象にした文化スポーツ教室を立ち上げたことがきっかけで、休日に学校では体験できない文化、スポーツに親しむことを通して、子供たちの豊かな感性や、知的好奇心を育み、1人1人の良さや個性を伸ばすというものでした。地域ぐるみで子供を見守り育てるということで地域のボランティアの方が先生となり、普段の学校生活とは違う子供たちと交流をするものです。本年度もスポーツ5講座、文化9講座の14講座が実施されています。

2つ目は瑞穂大学です。瑞穂大学には歴史があり、昭和の時代から生涯学習という理念のもと、瑞穂大学の前身があることが分かりました。

今年度は新規入学者54名を含む、530名が60歳以上の大学生として参加いただいています。年間の講座は20回を予定しています。

2点目は、新年度もスタートし、校長会で私が話させていただいたことを3つお話しします。

1つ目は子供に軸足を置いて学校教育を進めてほしいということです。

2つ目は、ウェルビーイングな職場環境に努めてほしいということです。心理的安全性のある職場環境、職員が気持ちよく勤務できる職場を作ることが大事なので、そのために管理職として職員の強みをどう生かしていくか、1人1人の状況を見届け価値付け、職員の話をもっと傾聴すること等を大事にしてほしいと伝えさせていただきました。

3つ目は危機管理意識を高めることです。マニュアルが形骸化していないか、職員の危機管理意識を常に保つために、定期的に他で起こった事例も交えて研修をする等、お互いに指摘をしあえることや複数で確認をし、教員1人に任せないということです。

3点目は連絡になりますが、1つ目は5月2日火曜日13時から岐阜県市町村教育委員会連合会定期総会がございます。私と教育長職務代理者の森下委員さんに代表でご参加いただくようお願いをさせていただきます。

2つ目は教育総合会議についてです。市長が招集する会議ですが、5月23日火曜日13時から穂積庁舎の大会議室で開催します。連絡事項につきまして、ご承知おきください。

日程第 1 1 その他

○**教育長** 日程第 1 1 その他です。

事務局長。

○**事務局長** 特にございませぬ。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 令和 4 年度の教育委員会表彰者 1 5 3 名の中から、代表者として小学生 4 名と中学生 4 名を「広報みずほ」においてご紹介させていただきました。

○**教育長** 給食センター課長。

○**給食センター課長** 特にございませぬ。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** 新年度がスタートし約 1 か月が過ぎようとしておりますが、学校からは、子供たちが新しい仲間と新しい学年でやる気と希望をもってスタートできているという報告をいただいています。

問題行動等があったときには、教育委員会で情報共有に努めていますが、昨年度心配だと思っていた子たちが、この 4 月からいいスタートを切って一歩ずつ前進できている姿について話を聞くと、とてもうれしく思います。

この 1 か月で問題行動の報告をいくつか受けていますが、いずれも学校が実態把握を丁寧に行い指導いただいております。問題が起きないということはないので、起きたときに適切な対応ができるかということが大事だと思っています。

また、5 月 8 日からコロナへの対応が変わるということですが、国や県からまだ具体的な対応の通知が届いていません。コロナへの対応は変わりますが、増加傾向が危惧されている県もありますので、学校のコロナ対応については、引き続き感染拡大防止に心掛けて頂くように依頼しています。瑞穂市としての具体的な対応については、国や県の通知を踏まえて対応を検討していきます。

○**教育長** 幼児教育課長。

○**幼児教育課長** 特にございませぬ。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** 瑞穂市史が出来上がりました。通史編とビジュアル版を作成しました。通史編をご覧いただくと、カラー刷りのページも多くグラフ等も随分見

やすくなっていると思います。ぜひご覧ください。

○**教育長** 本日の議題等も含め、何かご質問等はありませんか。

○**大平委員** 市史の配布予定はありますか。また、販売予定はありますか。

○**生涯学習課長** 県内市町村、国会図書館、県図書館に配本させていただいております。執筆者の方等にもお配りさせていただいております。

市民の方にもご覧いただきたいということで、販売も予定しており、いずれも税込みの金額ですが、通史編が6,000円、ビジュアル版が3,000円で販売させていただきます。

○**教育長** その他、ご質問等はありませんか。

ないようなので、次回以降の教育委員会臨時会、定例会の開催について確認させていただきます。

今回は第5回教育委員会定例会を5月23日（火）午後2時からの開催予定としますが、総合会議終了後の開催となります。場所は穂積庁舎3階の大会議室です。

第6回教育委員会定例会は、6月30日（金）午後2時から、3-2会議室で開催します。

よろしく申し上げます。

閉会の宣言

○**教育長** 本日は、お忙しいところありがとうございました。

これをもちまして、令和5年第4回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後2時55分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年4月28日

瑞穂市教育委員会 教育長

服部 照

委員

伊藤 清美

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。